

令和6年度第3回長洲町農業委員会定例会会議録

1. 招集年月日 令和6年6月7日（金）
2. 招集の場所 長洲町役場 3階（中会議室）
3. 開会 令和6年6月7日午前10時00分
4. 出席農業委員は次のとおりである。

会長 中嶋 英徳	2番 石井 裕	3番 上野 美登
4番 菊本 耕二	5番 吉田 一明	6番 池上 一也
7番 宮本 静子	8番 坂本 敦子	10番 上田 正三

5. 出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

腹赤区域	福本 親康	福田 政司	池上 春男
六栄区域	木原 大介		
長洲・清里区域	土山 道直	濱崎 伸二	

6. 欠席農業委員は次のとおりである。

9番 坂井 隆浩

7. 欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

平木 誠志

8. 議事参与が制限された委員数は次のとおりである。

0名

9. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局	局長	吉田 泰滋
農業委員会事務局	局長補佐	松岡 高史
農業委員会事務局	書記	浦田 慶広

10. 提出議案

- ・ 報告第 6 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約届について
- ・ 報告第 7 号 農地形状変更届について
- ・ 議案第 9 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- ・ 議案第 10 号 農用地利用集積計画（案）について

その他

(吉田事務局長)

それでは、始めたいと思います。起立・・・礼 おはようございます・・・。着席
それでは、ただ今から令和6年度第3回長洲町農業委員会定例総会を開会いたします。まず、
中嶋会長からご挨拶をお願いします。

(中嶋会長)

皆さん こんにちは、農家の方 麦を作られている方は麦の収穫も終わり また 米を
作られてる方については今からが一番忙しい時期になるのかなあとと思います。3月4月非常に
雨が多かったせいか、梅雨が九州南部が5月31日、北部が6月4日が梅雨入りが平均だ
そうですけれども、今年は若干遅いという事で言われております。けれど 昨日の夜もちよ
っと雨が降りまして、また 明日から雨の予報で梅雨入りになるのかなあとということでテ
レビの報道でも言われていました。でも、ここ2~3日雨が降ってまた何日か晴れるという
事もありますから、まあ若干じめじめしたような晴れる日も若干じめじめしたような感じ
で暑い日が続くと思いますが、体調には充分注意して農作業また確認等をしていただけれ
ばなあとと思います。それでは令和6年度第3回長洲町農業委員会定例総会を始めたいと思
いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(吉田事務局長)

はい、ありがとうございました。それでは、本日の欠席委員のご報告をいたします。本日は9番 坂井委員から欠席の届出の連絡があつております。それから、推進委員の平木さんにおきましても、欠席の連絡があつております。

本日の出席委員は10名中9名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立することをご報告いたします。それでは、長洲町農業委員会会議規則第5条の規定に基づき、会長は会議の議長となりますので、以降の議事進行は中嶋会長をお願いします。

(中嶋会長)

はい これより、議事に入ります。本日の提出議案は、

- ・報告第6号 農地法第18条第6項の規定による合意解約届について
- ・報告第7号 農地形状変更届について
- ・議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- ・議案第10号 農用地利用集積計画(案)について

を議案といたします。

まず、長洲町農業委員会会議規則第15条第2項の規定に基づき、本日の議事録署名委員は 3番 上野委員 4番 菊本委員にお願いいたします。

(中嶋会長)

それでは、議事に入ります。1ページです。「報告第6号 農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(吉田事務局長)

はい、それでは、報告第6号 農地法第18条第6項の規定による合意解約届がありまし

たので、次のとおり報告をいたします。

議案書の1ページ、受付番号3番から受付番号6番までになります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。申請理由につきましても、議案書記載のとおりによる合意解約となっております。以上で、報告第6号の説明を終わります。

(中嶋会長)

はい。ありがとうございました。ただ今、事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございませんでしょうか。

はい。の声あり

(中嶋会長)

なければ、報告第6号を終わります。

(中嶋会長)

次に進みます。2ページです。「報告第7号 農地の形状変更届について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(吉田事務局長)

はい、それでは 報告第7号 農地の形状変更届がありましたので、次のとおり報告いたします。議案書の2ページ、受付番号が2番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。申請理由等は議案書に記載のとおりでございます。こちらは、先月お出ししてたと思いますが、栗農園という事でエリアを3つに分けて出しておりました。今日も別紙の方でこちらに全体図を改めて付けさせていただいておりますが、前回におきましては、この全体のなかでのエリア1と2の部分ですね、今回エリア3の部分を出されておりますので、今回報告させていただくものです。以上で、報告第7号の説明を終わります。

(中嶋会長)

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。この件につきまして何か質問等はございませんでしょうか。

ありません。の声あり

(中嶋会長)

なければ報告第7号を終わります。

(中嶋会長)

はい。続きまして、4ページです。「議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(吉田事務局長)

はい、それでは、議案書の6ページから7ページ、受付番号5番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

申請内容、許可基準等についてご説明いたします。説明資料の1ページから2ページを

併せてご覧ください。

申請理由につきましては、耕作目的の贈与による所有権移転となっております。全部効率利用要件につきましては、申請人は現在、経営面積 8,201 m²、農作業歴 10 年以上の経験があり、今後もすべての農地を利用するということです。

機械の所有状況でございますが、トラクター1台、田植え機1台、耕うん機1台、動力噴霧器1台、軽トラック1台を所有されておられます。通作距離につきましては、自宅から250m程度ということです。

地域との調和要件、役割分担につきましては、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことがないように留意し、農薬等の使用には地域住民に迷惑をかけないように作業するということです。以上、受付番号5番の説明を終わります。

(中嶋会長)

はい。ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員の5番 吉田委員お願いいたします。

(吉田委員)

はい。5番の吉田です。今週の月曜日に農業委員会立会いのもと現地を確認いたしました。こちらに記載の通り周辺には住宅もありません。譲受人も就農されており何の問題もないと報告させていただきます。以上です。

(中嶋会長)

はい、ありがとうございました。続いて、推進委員の池上委員に意見を伺います。

(池上推進委員)

はい。推進委員の池上です。今 委員が説明された通り周りは田んぼばかりで、何も問題はないかと思えます。以上です。

(中嶋会長)

ありがとうございました。事務局と農業委員、担当推進委員より説明がありました。この件について、質問等はございませんでしょうか。

(中嶋会長)

他にありませんか。なければ採決をします。議案第9号 受付番号5番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号5番は原案のとおり決定し許可書を交付いたします。

(中嶋会長)

次に進みます。議案書8ページから15ページです。受付番号6番から9番は、譲受人が同じですので一括して議題といたします。事務局より説明を求めます。

(吉田事務局長)

はい。それでは、議案書の8ページから15ページ、受付番号6番から9番です。ちょっと数ページにまたがりますけれども、よろしく願いいたします。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。申請内容、許可基準等についてご説明いたします。説明資料の3ページから8ページを併せてご覧ください。申請理由につきましては、まず、受付番号6番から8番は、耕作目的の売買、受付番号9番については、交換による所有権移転となっております。

全部効率利用要件につきましては、申請人は現在、経営面積88,963㎡、農作業歴12年の経験があり、今後もすべての農地を利用することです。

機械の所有状況でございますが、トラクター1台、耕うん機1台、コンバイン1台、軽トラック2台を所有されておられます。

通作距離につきましては、自宅から車で3分から10分程度ということです。

地域との調和要件、役割分担につきましては、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことがないように留意し、農薬等の使用には地域住民に迷惑をかけないように作業するというところでございます。

以上、受付番号6番から9番の説明を終わります。

(中嶋会長)

はい。ありがとうございます。ただいま、事務局より説明がありました。受付番号6番と8番の補足説明を農業委員の2番 石井委員にお願いいたします。

(石井委員)

はい、2番の石井です。6番は、古城から高田区を通過してひばりヶ丘に行くちょっと手前ですね、水源かなんかになつとるところですね。もう藪になってですね、作ってないんじゃないかと思いますが、問題はないかと思えます。それと8番ですね、これは、高田区に入つてすぐ右側 これは上下同じ人が買われておりますので、問題はないかと思えます。審議のほどよろしく願いします。

(中嶋会長)

ありがとうございます。平木推進委員につきましては、欠席ですが、現地を確認したところ問題がないとの報告を受けておりますので、進めていきたいと思えます。

(中嶋会長)

続きまして、受付番号7番と9番の補足説明を農業委員の3番 上野委員にお願いいたします。

(上野委員)

はい。3番 上野です。3か所とも隣接している田んぼで周りには全部農業地帯になっておりましたので、もう問題はないんですけど、見に行くにも今 道をふさがれてて、その辺は農業者の方達にも配慮して欲しいかなと、通行とか行き来ができない状態だったんですけども、反対側のアパートの方からは、入れるんで農業をするのには問題はないかと思えます。よろしく願いします。

(中嶋会長)

はい。ありがとうございました。続きまして、推進委員の福本委員にご意見を伺います。

(福本委員)

推進委員の福本です。今 説明がありました通りですけど、私も場所を見に行くのに雄飛のアパートの方から道がありましたので、そちらから家が 2 件あってそこからは 入れなかったです。いま 田んぼに水がないので何とか見れましたけれども、今 言われました通りエリア 3 の付近の田んぼです。現在エリア 1 はもう埋め立てられてまして、いまエリア 2 が半分くらい工事中です。エリア 3 もいま麦が植っておりますけれども、栗園をするという事で、形状変更の届けも出ておりましたが、問題はないかと思えます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

(中嶋会長)

はい。ありがとうございました。ちょっと私の方からお聞きしたいんですけど、このままだと道が下がると思いますが、道も買わるとですか？

(吉田事務局長)

道を買うのは聞いとらんですけど、併せて道も上げる届が建設課に出とると思います。

(事務局・松岡)

里道・水利の管轄は建設課なんで、水の流れとか邪魔しないように形状変更してくださいとは、伝えております。

(中嶋会長)

はい、ありがとうございました。この件につきまして、何か質問等はございませんでしょうか。

(委員)

さっき麦が作ってあると言われてましたけど、ここの保証はされるとですか？

(事務局・松岡)

はい。最初に合意解約がありましたけれども、麦を刈った後はもう耕作はしないということと、話し合いができてるという事で聞いております。

(中嶋会長)

他に質問ございませんでしょうか。

(中嶋会長)

なければ採決をします。議案第 9 号受付番号 6 番から 9 番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

はい。ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号 6 番から 9 番は原案のとおり決定し許可書を交付いたします。

(中嶋会長)

次に進みます。議案書16ページから17ページです。受付番号10番を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(吉田事務局長)

はい、それでは、議案書の16ページから17ページ、受付番号10番です。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

申請内容、許可基準等についてご説明いたします。説明資料の11ページから12ページを併せてご覧ください。

先ほどの9番と関連するところがありますが、申請理由につきましては、耕作目的の交換による所有権移転となっております。

全部効率利用要件につきましては、申請人は現在、町外に所在を置いています。2年後には町内に転居し農業を営むと計画をしておられます。転居までの期間におきましては町内に居住する親族にて農地を利用するという事です。機械の所有状況でございますが、耕うん機1台を所有されておられます。通作距離につきましては、自宅から車で5分程度という事です。

地域との調和要件、役割分担につきましては、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことがないように留意し、農薬等の使用には地域住民に迷惑をかけないように作業するという事でございます。受付番号10番の説明を終わります。

(中嶋会長)

はい。ありがとうございます。ただいま、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員の4番 池上委員にお願いいたします。

(池上委員)

はい、4番の池上です。よろしく申し上げます。この場所は菜切川と浦川とのちょうど間で公園の交差点から入った所の、浦川の水路も完備していま耕してありますので、交換ということで何ら問題ないと思われます。よろしく申し上げます。

(中嶋会長)

はい、ありがとうございます。続きまして、推進委員の土山委員に意見を伺います。

(土山委員)

推進委員の土山です。私もこの場所を見まわった限り周りは田園ですので、何も問題ないと思えます。検討よろしく申し上げます。

(中嶋会長)

ありがとうございます。事務局と農業委員、担当推進委員より説明がありました。この件につきまして、何か質問等はございませんでしょうか。

(ありません) の声あり

(中嶋会長)

はい、ありがとうございます。なければ採決をいたします。議案第9号受付番号10番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

はい。全員賛成ですので、受付番号10番は原案のとおり決定し許可書を交付いたします。

(中嶋会長)

続きまして、18ページです。「議案第10号 農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(吉田事務局長)

はい、それでは、議案第10号 農用地利用集積計画(案)が定められたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めるものです。

今回の申請につきましては、19ページが総括表となり2024年の期間ごとの総括になります。

20ページが今回の借り手の一覧で現在の耕作面積に今回の利用権設定面積を合せて今後の経営面積となります。詳細につきましては、21ページ 賃借権 1件 4筆 4,795㎡となっております。以上、議案第10号の説明を終わります。

(中嶋会長)

はい、ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。この件につきまして何か質問等はございませんでしょうか。

(中嶋会長)

なければ採決をいたします。議案第10号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

はい、ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第10号は原案のとおり決定いたします。

(中嶋会長)

以上で、本日の提出議案はすべて終了いたしました。委員、推進委員の皆様からその他、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(上野委員)

はい、ひとつ質問をうけて、いま田畑を全く持ってない方が、農地を欲しいですと言って購入するには、元々農地を持ってない方は買えないのかって聞かれたんですけど、どうでしょうか。

(事務局・松岡)

一応3反要件というのは、今年の3月になくなったと聞いております。ただ、基本的には農地の売買は可能かと思うんですが、皆さんご承知の通り、営農計画とか出してもら必要があります。その時に補足資料で書いてあるんですが、自宅からどれくらいだとか機械の所有状況だとか農地をどれだけ所有しているとか、そういった所が出てきますので、皆さんが

この方は農地を買って耕作をされるんだとか判断できるかどうかというの、疑問ですよ。基本的に買えるのは買えます、制度上は。ただ今後のそこを農地として利用してきちんと農業を営んでいくかっていう所は、皆さんの意見が出てくるかと思しますので、その辺が、大きなハードルになるんじゃないかと思えます。例えば 自分らの隣に農地があってそこを家庭菜園として農地で使うっていうのは、基本的には出来そうなんです、いまみたい自宅から離れた農地を買うのは可能ですが、購入の許可に対して皆さんがきちんと営農計画的なのを見て OK を出すか出さないかというのはここでの協議になります。

(吉田事務局長)

下限面積がなくなったんで、基本的には狭小の農地から大きな農地まで買えるんですが、1㎡から可能ですが、その農地をその人が管理できるかっていうのを判断していかないといけませんので、可能か不可能かって言ったら可能ですが、皆さんが OK ですよっていう計画かどうかをここで判断していただくことになります。

(上野委員)

書式はあるっていう事ですよ。こういう計画がありますって、書くための・・・

(吉田事務局長)

3条の様式はあります。

(上田委員)

農地を相続した時は 報告せなんとですか。

(吉田事務局長)

はい、報告の義務はあります。

(事務局・松岡)

農地が何らかの形で動くときには、許可か届出が必要になります。

(中嶋会長)

他にありませんか。

(中嶋会長)

ないようですので、事務局より連絡事項等をお願いいたします。

- 1 農業委員会事務局の業務の冊子について
- 2 全国農業新聞の購読協力について
- 3 農地利用状況調査について
- 4 公務災害保障共済の加入について

(中嶋会長)

それでは これをもちまして、令和6年度第3回長洲町農業委員会定例総会を閉会いたします。

(吉田事務局長)

起立・・・礼

閉会（終了 午前11時25分）

以上、会議録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに議長と共に署名する。

議 長

印

署名委員

印

署名委員

印